【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

**第三十八条の二**　法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第百九十三条の二第五項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第百七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付期間中に行う公開買付者若しくはその特別関係者その他の関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者若しくはその関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

２　長官権限（法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五並びに第百五十六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

**第三十八条の二**　法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第百九十三条の二第五項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第百七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付期間中に行う公開買付者若しくはその特別関係者その他の関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者若しくはその関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

２　長官権限（法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五並びに第百五十六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（改正前）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

**第三十八条の二**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第百九十三条の二第四項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第百七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付期間中に行う公開買付者若しくはその特別関係者その他の関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者若しくはその関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

２　長官権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五及び第百五十六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】

（改正後）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

**第三十八条の二**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第百九十三条の二第四項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第百七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付期間中に行う公開買付者若しくはその特別関係者その他の関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者若しくはその関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

２　長官権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五及び第百五十六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（改正前）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

**第三十八条の二**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第百九十三条の二第四項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第百七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付期間中に行う公開買付者又はその特別関係者その他の関係者に対する法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者又はその関係者に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

２　長官権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五及び第百五十六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】

（改正後）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

**第三十八条の二**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第百九十三条の二第四項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第百七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付期間中に行う公開買付者又はその特別関係者その他の関係者に対する法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者又はその関係者に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

２　長官権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五及び第百五十六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（改正前）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

**第三十八条の二**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第百九十三条の二第四項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付期間中に行う公開買付者又はその特別関係者その他の関係者に対する法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者又はその関係者に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

２　長官権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五及び第百五十六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

**第三十八条の二**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第百九十三条の二第四項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付期間中に行う公開買付者又はその特別関係者その他の関係者に対する法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者又はその関係者に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

２　長官権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五及び第百五十六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（改正前）

（新設）